

市区町村別集計項目(推進体制等)

神奈川県	
市区町村数	33

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (令和2年4月1日現在で有効なもの)			
								有			現在の状況	有			現在の状況
								条例名称	公布日	施行日		計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	
						25	24	5				32			
14	100	横浜市	政策局男女共同参画推進課	1	1	1	1	横浜市男女共同参画推進条例	平成13年3月28日	平成13年4月1日		第4次横浜市男女共同参画行動計画	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	
14	130	川崎市	市民文化局人権・男女共同参画室	1	2	1	1	男女平等かわさき条例	平成13年6月29日	平成13年10月1日		第4期川崎市男女平等推進行動計画(かわさき☆かがやきプラン)	平成30年4月 ~ 令和4年3月	1	
14	150	相模原市	市民局 人権・男女共同参画課	1	2	1	1	さがみはら男女共同参画推進条例	平成16年3月26日	平成16年4月1日		第3次さがみはら男女共同参画プラン	令和2年度 ~ 令和9年度	1	
14	201	横須賀市	人権・男女共同参画課	1	1	0	1	横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例	平成13年12月21日	平成14年4月1日		第5次横須賀市男女共同参画プラン	平成30年4月 ~ 令和4年3月	1	
14	203	平塚市	平塚市人権・男女共同参画課	1	1	1	1				0	ひらつか男女共同参画プラン2017	平成29年4月1日 ~ 令和6年3月31日	1	
14	204	鎌倉市	文化人権課	1	2	1	1	鎌倉市男女共同参画推進条例	平成19年1月4日	平成19年2月1日		かまくら21男女共同参画プラン(第2次)改訂版	平成24年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
14	205	藤沢市	人権男女共同平和課	1	2	1	1				0	ふじさわ男女共同参画プラン2020(改定版)	平成28年4月 ~ 令和3年3月	1	
14	206	小田原市	人権・男女共同参画課	1	1	1	0				0	第2次おだわら男女共同参画プラン	平成28年4月 ~ 令和3年3月	1	
14	207	茅ヶ崎市	男女共同参画課	1	1	1	1				0	第2次ちがさき男女共同参画推進プラン	平成28年度 ~ 令和2年度	0	
14	208	逗子市	市民協働課	1	2	1	1				2	ずし男女共同参画プラン2022	平成28年4月 ~ 令和4年3月	1	
14	210	三浦市	市民協働課	1	2	1	1				0	みうら男女共同参画プラン(改訂版)	平成23年4月 ~ 令和2年3月	0	
14	211	秦野市	市民相談人権課	1	2	1	1				0	第3期はだの男女共同参画プラン	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	
14	212	厚木市	市民協働推進課	1	2	1	1				0	第3次厚木市男女共同参画計画	平成30年4月 ~ 令和5年3月	1	
14	213	大和市	国際・男女共同参画課	1	2	1	1				0	第3次やまと男女共同参画プラン	平成31年4月 ~ 令和6年3月	1	
14	214	伊勢原市	人権・広聴相談課	1	2	1	1				0	第2次伊勢原市男女共同参画プラン	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日	1	
14	215	海老名市	市民相談課	1	2	1	1				0	第3次海老名市男女共同参画プラン	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日	1	
14	216	座間市	広聴人権課	1	2	1	1				0	第2次ざま男女共同参画プラン	平成23年4月 ~ 令和3年3月	1	
14	217	南足柄市	市民協働課	1	1	1	1				0	みなみあしがら男女共同参画プラン(第4次)	平成28年4月 ~ 令和3年3月	1	
14	218	綾瀬市	企画課 国際・男女共同参画担当	1	2	0	1				0	あやせ男女共同参画プラン	平成23年3月 ~ 令和2年3月	0	
14	301	葉山町	町民健康課	1	2	0	0				0	男女共同参画プランはやま(第3次)	平成27年3月 ~ 令和3年3月	0	
14	321	寒川町	協働文化推進課	1	2	1	1				0	第4次さむかわ男女共同参画プラン	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	0	
14	341	大磯町	町民課	1	2	1	0				0	第2次大磯町男女共同参画推進プラン	平成29年2月 ~ 令和3年3月	1	
14	342	二宮町	地域政策課	1	2	1	0				0	第2次にのみや男女共同参画プラン改訂版	平成30年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
14	361	中井町	地域防災課	1	2	0	1				0	中井町男女共同参画プラン改訂版	平成30年4月1日 ~ 令和8年3月31日	1	
14	362	大井町	協働推進課	1	2	1	1				0	大井町男女共同参画プラン(改訂版)	平成27年4月1日 ~ 令和4年3月31日	0	
14	363	松田町	定住少子化担当室	1	2	0	0				0	松田町男女共同参画プラン	平成30年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
14	364	山北町	企画政策課	1	2	0	0				0	やまきた男女共同参画プラン改訂版	平成31年3月 ~ 令和11年3月	1	
14	366	開成町	企画政策課協働推進担当	1	2	0	0				0	第4次かいせい男女共同参画プラン	令和2年4月1日 ~ 令和8年3月31日	1	
14	382	箱根町	企画観光部企画課	1	2	1	1				0	はこね男女共同参画推進プラン(第2次)	平成27年4月 ~ 令和7年3月	0	
14	383	真鶴町	企画調整課	1	2	1	0				0	まなづる男女共同参画プラン～女性も男性も きらきらと輝く真鶴～	平成21年度 ~ おおむね10年間	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (令和2年4月1日現在で有効なもの)			
								有			無	有			無
								条例名称	公布日	施行日	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	現在の状況
14	384	湯河原町	地域政策課	1	2	1	1				0				1
14	401	愛川町	生涯学習課	2	2	1	1				0	第2次愛川町男女共同参画基本計画	平成24年4月 ~ 令和6年3月	1	
14	402	清川村	生涯学習課	2	2	0	0				0	(第3次清川村総合計画 後期基本計画)	2019年度 ~ 2023年度	0	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 令和3年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 令和3年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(令和2年4月1日現在で開設済の施設)										施設 形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				施設 管理	事業運営									
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他		
			8								2	6	2	5	1	4	5	0		
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜	フォーラム	244-0816	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町435-1			045-862-5050	045-862-3101	https://www.women.city.yokohama.jp/y/		○			○		○		
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜南	フォーラム南太田	232-0006	神奈川県横浜市南区南太田1-7-20			045-714-5911	045-714-5912	https://www.women.city.yokohama.jp/m/		○			○		○		
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜北	アートフォーラムあざみ野	225-0012	神奈川県横浜市青葉区あざみ野南1-17-3			045-910-5700	045-910-5755	https://www.women.city.yokohama.jp/a/			○		○		○		
14	130	川崎市	川崎市男女共同参画センター	すくらむ21	213-0001	神奈川県川崎市高津区溝口2丁目20番1号			044-813-0808	044-813-0864	https://www.scrum21.or.jp/			○		○		○		
14	150	相模原市	相模原市立男女共同参画推進センター	ソレイユさがみ	252-0143	神奈川県相模原市緑区橋本6-2-1 シティプラザはしもと内			042-775-1775	042-775-1776	http://www.soleilsagami.jp/			○		○		○	○	
14	201	横須賀市	デュオよこすか	デュオよこすか	238-0041	横須賀市本町2-1 横須賀市立総合福祉会館5階			046-822-0804	046-822-0804	https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/20130710dyuo.html			○	○			○		
14	203	平塚市																		
14	204	鎌倉市																		
14	205	藤沢市																		
14	206	小田原市																		
14	207	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター	いこりあ	253-0044	神奈川県茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階口			0467-57-1414	0467-57-1666	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/danjyo/index.html 口			○	○			○		
14	208	逗子市																		
14	210	三浦市																		
14	211	秦野市																		
14	212	厚木市																		
14	213	大和市																		
14	214	伊勢原市																		
14	215	海老名市																		
14	216	座間市																		
14	217	南足柄市	南足柄市女性センター		250-0105	神奈川県南足柄市関本591-1 ヴェルミ3 3階			0465-73-8211	0465-70-1832	http://www.city.minamiasagaya.kanagawa.jp/shisetsu/siminkatsudou/jyosei_center.html			○			○	○		
14	218	綾瀬市																		
14	301	葉山町																		
14	321	寒川町																		
14	341	大磯町																		
14	342	二宮町																		

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(令和2年4月1日現在で開設済の施設)																							
			所在地等						施設 形態		管理・運営主体															
											施設管理			事業運営												
											名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
14	361	中井町																								
14	362	大井町																								
14	363	松田町																								
14	364	山北町																								
14	366	開成町																								
14	382	箱根町																								
14	383	真鶴町																								
14	384	湯河原町																								
14	401	愛川町																								
14	402	清川村																								

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

神奈川県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 (令 和 2 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設)														
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業									
					常 勤	非 常 勤		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	・ 情 報 集 成 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
			8					8	8	8	8	3	7	6	0	6	
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜	昭和62年9月10日	10	14	305,399	○	○	○	○	○	○	○		○	
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜南	平成17年4月1日	4	4	102,094	○	○	○	○		○	○		○	
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜北	平成17年10月29日	5	5	157,312	○	○	○	○		○	○		○	
14	130	川崎市	川崎市男女共同参画センター	平成11年9月1日	7	7	18,362	○	○	○	○	○	○	○		○	一時保育事業
14	150	相模原市	相模原市立男女共同参画推進センター	平成12年4月17日	5	12	27,254	○	○	○	○		○	○		○	登録団体への支援等
14	201	横須賀市	デュオよこすか	平成7年7月1日	0	5	1,676	○	○	○	○		○				
14	203	平塚市															
14	204	鎌倉市															
14	205	藤沢市															
14	206	小田原市															
14	207	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター	平成10年3月1日	7	4	11,420	○	○	○	○	○				○	託児ボランティアスタッフ派遣事業
14	208	逗子市															
14	210	三浦市															
14	211	秦野市															
14	212	厚木市															
14	213	大和市															
14	214	伊勢原市															
14	215	海老名市															
14	216	座間市															
14	217	南足柄市	南足柄市女性センター	平成6年10月1日	4	9	3,178	○	○	○	○		○	○			
14	218	綾瀬市															
14	301	葉山町															
14	321	寒川町															
14	341	大磯町															
14	342	二宮町															
14	361	中井町															
14	362	大井町															
14	363	松田町															
14	364	山北町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（令和2年4月1日現在で開設済の施設）														
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報提供・ 情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流	調査研究	その他
14	366	開成町															
14	382	箱根町															
14	383	真鶴町															
14	384	湯河原町															
14	401	愛川町															
14	402	清川村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首 長、自 治 会 長 等 の 状 況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)
				2		19	1	5.3	35	1	2.9	14	1	7.1	14	0	0.0	6,847	656	9.6
14	100	横浜市				1	1	100.0	4	0	0.0							2530	314	12.4
14	130	川崎市				1	0	0.0	3	0	0.0							606	59	9.7
14	150	相模原市	平成12年7月6日	さがみはら男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	3	0	0.0							586	48	8.2
14	201	横須賀市				1	0	0.0	2	1	50.0							366	32	8.7
14	203	平塚市				1	0	0.0	2	0	0.0							226	14	6.2
14	204	鎌倉市				1	0	0.0	2	0	0.0							181	19	10.5
14	205	藤沢市				1	0	0.0	2	0	0.0							478	66	13.8
14	206	小田原市				1	0	0.0	2	0	0.0							250	7	2.8
14	207	茅ヶ崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							135	9	6.7
14	208	逗子市				1	0	0.0	1	0	0.0							79	10	12.7
14	210	三浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							54	6	11.1
14	211	秦野市				1	0	0.0	1	0	0.0							237	5	2.1
14	212	厚木市				1	0	0.0	2	0	0.0							216	9	4.2
14	213	大和市				1	0	0.0	2	0	0.0							160	14	8.8
14	214	伊勢原市				1	0	0.0	1	0	0.0							102	6	5.9
14	215	海老名市				1	0	0.0	2	0	0.0							59	4	6.8
14	216	座間市				1	0	0.0	1	0	0.0							171	20	11.7
14	217	南足柄市				1	0	0.0	1	0	0.0							34	0	0.0
14	218	綾瀬市	平成14年7月7日	綾瀬市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							14	1	7.1
14	301	葉山町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	4	14.3
14	321	寒川町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5
14	341	大磯町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
14	342	二宮町										1	1	100.0	1	0	0.0	20	2	10.0
14	361	中井町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
14	362	大井町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	3	7.5
14	363	松田町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
14	364	山北町										1	0	0.0	1	0	0.0	54	0	0.0
14	366	開成町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
14	382	箱根町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
14	383	真鶴町										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
14	384	湯河原町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
14	401	愛川町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
14	402	清川村										1	0	0.0	1	0	0.0	32	3	9.4

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査時点コード		1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日					3	その他																											
都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況			地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況			(内数) 市町村防災会議 (委員のみ)			(内数) 市町村防災会議 (会長を含む)			調査時点コード											
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員	女性 比 率 (%)	地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員	女性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員	女性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員	女性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員	女性 比 率 (%)	目標設定の 対象である 審議会等 の目標及び 現状値	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づく審議 会等にお ける登用 状況	その他	地方自治 法(第180 条の5)に 基づく委員 会等にお ける登用 状況	その他			
		合計(広域を含む)			2,073	1,850	28,841	9,986	34.6						1,545	1,381	18,154	5,673	31.2	176	101	1,066	176	16.5	854	105	12.3	984	122	12.4								
		小計(広域を除く)													1,540	1,376	18,097	5,660	31.3	176	101	1,066	176	16.5														
14	100	横浜市	50	令和3年3月	273	273	3,024	1,208	39.9	地方自治法及び地方公営企業法に基づき法律又は条例により設置する附属機関(休止中及び委員未委嘱の審議会等は対象外とする)	273	273	3,024	1,208	39.9	6	5	141	20	14.2	60	7	11.7	61	8	13.1	1			1								
14	130	川崎市	40	令和4年3月	286	267	3,046	946	31.1	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関と附属機関の下に設置される部会、地方自治法第174条の規定に基づく専門委員、要綱等に基づき開催される懇談会	127	119	1,790	571	31.9	6	5	49	10	20.4	65	5	7.7	66	5	7.6	3	令和2年6月1日	3	令和2年6月1日	1							
14	150	相模原市	40	令和10年3月	169	150	2,599	866	33.3	法律、条例、要綱により設置している審議会等	115	109	1,883	673	35.7	6	3	38	6	15.8	44	5	11.4	45	5	11.1	3	令和2年3月31日	1									
14	201	横浜貫市	40		85	72	1,063	306	28.8	審議会のうち、休止及び委員未設定の審議会を除いたもの	66	60	803	237	29.5	6	4	30	7	23.3				34	6	17.6	3	令和元年8月1日	3	令和元年8月1日	1							
14	203	平塚市	40	令和6年3月	81	67	749	194	25.9	法律及び条例により設置されている附属機関並びに要綱で設置されている懇談会等	59	48	670	178	26.6	6	4	50	6	12.0	33	4	12.1	34	4	11.8	1			1								
14	204	鎌倉市	男女いずれか一方が10分の4未満と ならない	令和4年3月	69	65	750	213	28.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	69	65	750	213	28.4	6	6	29	10	34.5	38	6	15.8	39	6	15.4	1			1						3	令和2年8月3日	
14	205	藤沢市	50	令和3年3月	259	252	8,130	3,389	41.7	法、条例に基づいて設置される委員会、付属機関に加え、要綱、要領等による協議会等及び市が事務局を担う会議・団体・実行委員会等	55	51	726	215	29.6	6	5	44	8	18.2	39	2	5.1	40	2	5.0	1			1								
14	206	小田原市	40	令和3年3月	45	42	595	183	30.8	審議会全策の設置根拠が法律・条例・要綱によるもの	44	41	562	179	31.9	6	3	36	4	11.1	36	9	25.0	37	9	24.3	1			1								
14	207	茅ヶ崎市	40	令和2年	75	66	869	265	30.5	法令又は政令により設置されている審議会等 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	71	60	869	265	30.5	6	5	31	8	25.8	44	5	11.4	45	5	11.1	1			1								
14	208	逗子市	40	期限なし	68	55	639	197	30.8	市におけるすべての審議会等	33	28	314	94	29.9	5	3	17	5	29.4	26	3	11.5	27	3	11.1	1			1								
14	210	三浦市	30	令和3年3月	60	44	789	217	27.5	1)法律または政令により設置されている審議会等 2)法律により設置されている委員会等 3)会則、規則等により設置されている懇談会、会議等 4)規則、要綱により設置されている懇談会、会議等	24	16	268	48	17.9	6	4	39	7	17.9	31	4	12.9	32	4	12.5	1			1								
14	211	秦野市	40	令和3年3月	47	42	590	155	26.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	47	42	590	155	26.3	6	2	29	3	10.3	33	6	18.2	34	6	17.6	1			1								
14	212	厚木市	40~60	期限なし	47	42	398	124	31.2	地方自治法第138条の4第3項の規定により設置されている機関	73	67	795	241	30.3	6	4	31	6	19.4	34	5	14.7	35	5	14.3	1			1								
14	213	大和市	35	令和6年3月	57	45	532	168	31.6	地方自治法第180条の5、202条の3、138条の4に該当する審議会等 (7つの必要時設置のものも含む)	44	42	500	164	32.8	6	3	32	4	12.5	33	4	12.1	34	4	11.8	1			1								
14	214	伊勢原市	40	令和5年3月	42	42	598	208	34.8	法律により設置されている審議会等(地方自治法第202条の3)、条例、規則、要綱等により設置されている会議等	24	24	296	86	29.1	5	1	37	2	5.4	24	1	4.2	25	1	4.0	1			1								
14	215	海老名市	35	令和7年3月	49	41	502	157	31.3	執行機関・法令・規則・要綱	35	29	358	97	27.1	5	3	28	6	21.4	30	6	20.0	31	6	19.4	1			1								
14	216	厚間市	50	令和3年3月	68	53	975	359	36.8	要綱等により設置されている懇談会、会議等	35	31	350	106	30.3	5	2	25	3	12.0	31	3	9.7	32	3	9.4	1			1								
14	217	南足柄市	40		33	29	273	77	28.2	附属機関等	32	28	263	76	28.9	5	3	21	5	23.8				23	3	13.0	3	令和元年5月1日	3	令和元年5月1日	1							
14	218	綾瀬市	40	令和3年3月	69	64	897	292	32.6	法律または法令により設置されている審議会等 法律により設置されている委員会等 条例、規則等により設置されている懇談会、会議	11	11	167	47	28.1	5	3	28	6	21.4	32	2	6.3	33	2	6.1	1			1								
14	301	葉山町	30	令和3年3月	24	17	267	69	25.8	地方自治法(第202条の3)に該当するもの	33	30	294	99	33.7	5	4	22	4	18.2	27	2	7.4	28	2	7.1	1			1								
14	321	寒川町	30	令和3年3月	24	17	267	69	25.8	法律又は法令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(自治法第180条の5)	24	17	267	69	25.8	5	2	25	4	16.0	21	2	9.5	22	2	9.1	1			1								
14	341	大磯町	40	令和3年3月	29	20	274	69	25.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	28	19	261	63	24.1	5	2	31	2	6.5	24	3	12.5	25	3	12.0	1			1								
14	342	二宮町	30	令和4年3月	24	22	234	67	28.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	23	21	223	62	27.8	5	4	25	7	28.0	23	3	13.0	24	4	16.7	1			1								
14	361	中井町									18	12	191	44	23.0	5	2	21	2	9.5	15	0	0.0	16	0	0.0	1			1								
14	362	大井町									23	17	252	57	22.6	5	1	23	1	4.3	19	4	21.1	20	4	20.0	1			1								
14	363	松田町	30	令和4年3月	15	10	183	36	19.7	町及び町を含む広域で、法律・条例・要綱・規則等により設置している審議会等	14	9	173	35	20.2	5	2	27	4	14.8				15	1	6.7	1			1								
14	364	山北町	30	令和8年3月	28	22	260	64	24.6	地方自治法(第202条の3、第180条の5)に基づく審議会・委員会等	11	9	114	30	26.3	5	2	25	4	16.0	17	1	5.9	18	2	11.1	1			1								
14	366	開成町	30	令和3年3月	24	16	217	48	22.1	法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5) 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	23	18	234	57	24.4	5	4	26	7	26.9	14	1	7.1	15	1	6.7	1			1								
14	382	箱根町	30	令和3年3月	24	16	217	48	22.1	法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5) 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	20	14	204	43	21.1	4	2	13	4	30.8	22	3	13.6	23	3	13.0	1			1								
14	383	真鶴町									17	14	153	38	24.8	4	3	17	4	23.5	14	2	14.3	15	2	13.3	2			2								
14	384	湯河原町									21	14	266	72	27.1	5	3	23	4	17.4	25	7	28.0	26	7	26.9	1			1								
14	401	愛川町	30	令和6年3月	47	32	388	109	28.1	愛川町の審議会等の運営に関する基本指針に基づく審議会等(私的諮問機関を含む)	32	28	358	92	25.7	5	1	29	1	3.4				30	4	13.3	1			1								
14	402	清川村									16	10	129	46	35.7	5	1	24	2	8.3	0			0			1			1								

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

神奈川県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況					(内数) 市町村防災会議 (委員のみ)			(内数) 市町村防災会議 (会長を含む)				
			目標 値 (%)	目標 年度	審議 会等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)					審議 会等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	審議 会等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	
		横浜市											5	5	57	13	22.8	0	0	0	0									
		川崎市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		相模原市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		横須賀市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		平塚市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		鎌倉市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		藤沢市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		小田原市											1	1	15	1	6.7	0	0	0	0									
		茅ヶ崎市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		逗子市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		三浦市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		秦野市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		厚木市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		大和市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		伊勢原市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		海老名市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		座間市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		南足柄市											1	1	10	1	10.0	0	0	0	0									
		綾瀬市											0	0	0	0		0	0	0	0									
		葉山町											0	0	0	0		0	0	0	0									
		寒川町											0	0	0	0		0	0	0	0									
		大磯町											1	1	11	5	45.5	0	0	0	0									
		二宮町											1	1	11	5	45.5	0	0	0	0									
		中井町											0	0	0	0		0	0	0	0									
		大井町											0	0	0	0		0	0	0	0									
		松田町											1	1	10	1	10.0	0	0	0	0									
		山北町											0	0	0	0		0	0	0	0									
		開成町											0	0	0	0		0	0	0	0									
		箱根町											0	0	0	0		0	0	0	0									
		真鶴町											0	0	0	0		0	0	0	0									
		湯河原町											0	0	0	0		0	0	0	0									
		愛川町											0	0	0	0		0	0	0	0									
		清川村											0	0	0	0		0	0	0	0									

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)No3

神奈川県

調査時点コード	1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日	3	その他
---------	---	----------	---	----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	管理職の在職状況																職務上の地位別職員在職状況																調 査 時 点 コ ー ド	そ の 他		
			管理職の在職状況																職務上の地位別職員在職状況																			
			管理職の在職状況																職務上の地位別職員在職状況																			
			管理職の在職状況																職務上の地位別職員在職状況																			
			管理職の在職状況																職務上の地位別職員在職状況																			
管理職 総数	うち 管理 職数	女性 比率 (%)	うち一般行政職 管理職 総数	うち一般行政職 女性 比率 (%)	部長 長相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職 部長 長相当 職	うち一般行政職 女性 比率 (%)	次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職 次長 相当 職	うち一般行政職 女性 比率 (%)	課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職 課長 相当 職	うち一般行政職 女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)							
6,027	1,023	17.0	4,166	612	14.7	1,202	134	11.1	818	80	9.8	452	59	13.1	328	35	10.7	4,373	830	19.0	3,020	497	16.5	3,833	945	24.7	2,448	563	23.0	8,604	2,413	28.0	4,932	1,185	24.0			
14	100	横浜市	1,588	285	17.9	1,079	183	17.0	418	45	10.8	274	25	9.1					1170	240	20.5	805	158	19.6	746	165	22.1	473	98	20.7	2982	809	27.1	1947	518	26.6		
14	130	川崎市	1,121	205	18.3	675	102	15.1	324	40	12.3	163	14	8.6					797	165	20.7	512	88	17.2	597	133	22.3	353	74	21.0	1741	444	25.5	982	174	17.7		
14	150	相模原市	555	109	19.6	421	84	20.0	46	6	13.0	40	5	12.5	93	9	9.7	78	6	7.7	416	94	22.6	303	73	24.1	594	128	21.5	396	88	22.2						
14	201	横浜賀市	192	21	10.9	140	17	12.1	28	3	10.7	24	3	12.5	52	6	11.5	43	6	14.0	112	12	10.7	73	8	11.0	180	25	13.9	120	14	11.7	519	87	16.8	277	48	17.3
14	203	平塚市	305	59	19.3	207	16	7.7	31	3	9.7	20	1	5.0	3	2	66.7		271	54	19.9	187	15	8.0						62	7	11.3	49	7	14.3			
14	204	鎌倉市	133	17	12.8	111	14	12.6	16	2	12.5	15	2	13.3	37	3	8.1	33	3	9.1	80	12	15.0	63	9	14.3	109	26	23.9	78	24	30.8	201	47	23.4	117	24	20.5
14	205	藤沢市	335	51	15.2	226	23	10.2	34	3	8.8	22	1	4.5	75	11	14.7	54	6	11.1	226	37	16.4	150	16	10.7	379	117	30.9	202	65	32.2	1186	485	40.9	446	116	26.0
14	206	小田原市	152	17	11.2	115	12	10.4	21	3	14.3	19	3	15.8	26	1	3.8	22	1	4.5	105	13	12.4	74	8	10.8	132	31	23.5	124	22	17.7	207	41	19.8	114	22	19.3
14	207	茅ヶ崎市	291	82	28.2	159	37	23.3	29	3	10.3	21	2	9.5	34	8	23.5	8	1	12.5	228	71	31.1	130	34	26.2	254	69	27.2	176	40	22.7	87	26	29.9	58	26	44.8
14	208	逗子市	59	8	13.6	49	8	16.3	11	0	0.0	10	0	0.0	14	3	21.4	13	3	23.1	34	5	14.7	26	5	19.2	2	0	0.0	2	0	0.0	67	22	32.8	43	14	32.6
14	210	三浦市	74	7	9.5	51	1	2.0	16	1	6.3	10	0	0.0	0	0		0	0		58	6	10.3	41	1	2.4	0	0		0	0		79	21	26.6	24	4	16.7
14	211	秦野市	126	25	19.8	89	16	18.0	16	0	0.0	13	0	0.0					110	25	22.7	76	16	21.1	143	40	28.0	99	17	17.2						3	令和2年6月1日	
14	212	厚木市	184	17	9.2	127	10	7.9	28	3	10.7	26	3	11.5	24	3	12.5	13	1	7.7	132	11	8.3	88	6	6.8	2	0	0.0	0	0		316	96	30.4	174	40	23.0
14	213	大和市	130	16	12.3	92	8	8.7	21	4	19.0	19	4	21.1	44	6	13.6	24	2	8.3	65	6	9.2	49	2	4.1	45	21	46.7	14	8	57.1	282	73	25.9	135	25	18.5
14	214	伊勢原市	115	15	13.0	93	11	11.8	33	2	6.1	31	2	6.5					82	13	15.9	62	9	14.5	103	25	24.3	65	16	24.6						1		
14	215	海老名市	103	20	19.4	71	13	18.3	17	3	17.6	15	3	20.0	38	5	13.2	30	5	16.7	48	12	25.0	26	5	19.2	62	21	33.9	40	9	22.5	134	42	31.3	74	30	40.5
14	216	座間市	76	17	22.4	54	16	29.6	15	3	20.0	13	3	23.1	3	1	33.3	2	1	50.0	58	13	22.4	39	12	30.8	116	45	38.8	49	19	38.8	61	9	14.8	50	8	16.0
14	217	南足柄市	43	8	18.6	38	5	13.2	7	3	42.9	7	3	42.9	1	1	100.0	1	0	0.0	35	4	11.4	30	2	6.7	4	1	25.0	3	0	0.0	48	21	43.8	40	18	45.0
14	218	綾瀬市	66	7	10.6	53	5	9.4	28	3	10.7	23	2	8.7					38	4	10.5	30	3	10.0						126	25	19.8	79	18	22.8			
14	301	葉山町	34	2	5.9	27	0	0.0	9	0	0.0	8	0	0.0					25	2	8.0	19	0	0.0	32	6	18.8	23	3	13.0	37	15	40.5	22	7	31.8		
14	321	寒川町	48	6	12.5	42	6	14.3	12	0	0.0	11	0	0.0					36	6	16.7	31	6	19.4	59	16	27.1	37	12	32.4	51	16	31.4	37	14	37.8		
14	341	大磯町	41	1	2.4	34	1	2.9	11	0	0.0	10	0	0.0					30	1	3.3	24	1	4.2	29	11	37.9	17	9	52.9	46	16	34.8	22	4	18.2		
14	342	二宮町	28	5	17.9	24	5	20.8	7	1	14.3	6	1	16.7	1	0	0.0	0	0		20	4	20.0	18	4	22.2	9	4	44.4	6	2	33.3	48	9	18.8	36	7	19.4
14	361	中井町	14	1	7.1	14	1	7.1											14	1	7.1	14	1	7.1	14	4	28.6	14	4	28.6	32	13	40.6	32	13	40.6		
14	362	大井町	16	2	12.5	16	2	12.5							1	0	0.0	1	0	0.0	15	2	13.3	15	2	13.3	9	1	11.1	6	0	0.0	40	15	37.5	28	7	25.0
14	363	松田町	13	1	7.7	12	1	8.3							2	0	0.0	2	0	0.0	11	1	9.1	10	1	10.0	7	2	28.6	6	2	33.3	24	8	33.3	19	6	31.6
14	364	山北町	18	2	11.1	17	1	5.9							2	0	0.0	2	0	0.0	16	2	12.5	15	1	6.7	29	10	34.5	24	5	20.8	22	8	36.4	18	4	22.2
14	366	開成町	19	3	15.8	14	1	7.1	3	0	0.0	1	0	0.0					16	3	18.8	13	1	7.7	26	5	19.2	19	2	10.5	15	6	40.0	12	5	41.7		
14	382	箱根町	29	3	10.3	20	3	15.0	6	1	16.7	5	1	20.0	0	0		0	0		23	2	8.7	15	2	13.3	39	7	17.9	27	7	25.9	66	18	27.3	38	11	28.9
14	383	真鶴町	15	2	13.3	13	2	15.4	0	0		0	0		2	0	0.0	2	0	0.0	13	2	15.4	11	2	18.2	14	2	14.3	13	1	7.7	7	2	28.6	4	2	50.0
14	384	湯河原町	37	4	10.8	25	3	12.0	5	1	20.0	3	1	33.3	0	0		0	0		32	3	9.4	22	2	9.1	41	12	29.3	24	9	37.5	52	10	19.2	20	4	20.0
14	401	愛川町	46	3	6.5	37	3	8.1	7	1	14.3	6	1	16.7					39	2	5.1	31	2	6.5	50	15	30.0	31	10	32.3	57	20	35.1	26	7	26.9		
14	402	清川村	21	2	9.5	21	2	9.5	3	0	0.0	3	0	0.0					18	2	11.1	18	2	11.1	7	3	42.9	7	3	42.9	9	2	22.2	9	2	22.2		

調査表4-5

市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の孤立支援体制に関する調査)

神奈川県

調査時点コード	1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日	3	その他
---------	---	----------	---	----------	---	-----

都 市 区 町 村 区 村 名	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 孤 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														調 査 所 属 市 区 町 村 区 村 名	調 査 所 属 市 区 町 村 区 村 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		問12-1 議員の出産を欠席事由として 明記した規定(産休を含む) があるか、1～4のうちどれか一つを 選択してください。	問12-2 問12-1で、1.を選択した 場合 「欠席事由として明記 した規定」はいつ制定 されましたか、1～2 のうちいずれか一つを 選択してください。	問12-3 問12-1で、1.を選択した 場合、 休職期間、次のうちどれに 当てはまりますか。	問12-4 問12-1で、1.を選択した 場合、 休職期間、次のうちどれに 当てはまりますか。	問12-5 議員の仕事と生活の孤立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のうちいずれか一つに○をつけ てください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	問12-6 議員の仕事と生活の孤立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のうちいずれか一つに○をつけ てください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	問12-7 議員の仕事と生活の孤立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のうちいずれか一つに○をつけ てください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	問12-8 議員の仕事と生活の孤立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のうちいずれか一つに○をつけ てください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	問12-9 男女共同参画に関する議員 向け研修(セクシュアルハラ スメント防止に関するものを 含む)を行っていますか。	問12-10 議員の利用することのできる 保育施設等が議会に設置ま たは提供されていますか。	問12-11 議員の利用することのできる 授乳室が議会に設置ま たは提供されていますか。	問12-12 政治分野の男女共同参画の ために実施していることが あればご記入ください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、 過去に事例が無い	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												調 査 時 点	そ の 他						
			問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか、1～4のいずれか一つを選択してください。	問12-2 問12-1で、1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されましたか、1～2のうちのいずれか一つを選択してください。	問12-3 問12-1で、1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されましたか、1～2のうちのいずれか一つを選択してください。	問12-4 問12-1で、1.を選択した場合、以下の事由について1～4のうちのいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	問12-5 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のうちのいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	問12-6 問12-5で、1.を選択した場合規則名及び該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-8 問12-7で、1.を選択した場合規則名及び該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-9 男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)を行っていますか。	問12-10 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されていますか。	問12-11 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されていますか。	問12-12 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。								
			1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である 3. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の 出産 育児 家族の 看護 家族の 介護 疾病 その他		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし									
	14 216	座間市	座間市議会	1	1	3	2	2	2	2	2	1	2	座間市議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、病気、出産その他の事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	4		4	4		1		
	14 217	南足柄市	南足柄市議会	1	2	3	1	4	4	4	4	4	4	2			4	4	3		令和元年8月1日	
	14 218	綾瀬市	綾瀬市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2			4	4	4	2		
	14 301	葉山町	葉山町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	1	4	議会会議規則 第2条1項 第2条 議員は、公務、病気、事故その他の事由により会議を欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、開議時刻までに議長に届けなければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくつた後、速やかに議長に届け出るものとする。 2. 議員が出席のため会議に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	議員の連絡使用に関する要綱 第2条 通称は、当該議員が町議会選挙において公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する第88条第8項の認定を受けたものに限って、使用することができるものとする。	4	4	4	4	1		
	14 321	寒川町	神奈川県寒川町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	2		4		4	4	4			
	14 341	大磯町	大磯町議会	1	2	3	2	4	4	2	4	2	2		2		4	4	4	3	令和2年8月1日	
	14 342	二宮町	二宮町議会	1	2	3	3	4	4	4	4	2	2		4		4	4	2	1		
	14 361	中井町	中井町議会	1	2	3	2	4	4	2	4	2	1	中井町議会会議規則第2条第1項 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。	4		4	4	4	2		
	14 362	大井町	大井町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4		4	4	4	1		
	14 363	松田町	松田町議会	1	1	3	1	3	3	3	3	1	3	松田町議会会議規則 第1章 第2条 第2項 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	4		4	4	4	1		
	14 364	山北町	山北町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		1		山北町議会議員通称名使用取扱要綱 (通称名等の使用) 第2条 議員は、あらかじめ議長に届け出て、次に掲げる事項を除き通称名又は姓(以下「通称名等」という。)を使用することができる。	4	4	4	1	
	14 366	関成町	関成町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4		4	4	4	1		
	14 362	箱根町	箱根町議会	1	2	3	1	4	4	4	4	4	4		4		4	4	1	1		
	14 363	真鶴町	真鶴町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	4		4		4	4	4	2		
	14 364	湯河原町	湯河原町議会	4			4	4	2	2	2	2	4		4		4	4	4	1		
	14 401	愛川町	愛川町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	2		4		4	4	4	1		
	14 402	清川村	清川村議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4		4	4	4	1		